

答申において修正を指摘した箇所

(1) 第 1-3 「経済・社会の環境変化への的確な対応」

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>(2頁17行目)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。</p> <p>また、同閣議決定における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p>	<p>(2頁18行目)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定。以下「骨太方針」という。)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。</p> <p><u>骨太方針</u>における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。<u>さらに、骨太方針における実効性あるPDCA<sup>(注1)</sup>の実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。</u></p> <p><u>また、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応する。</u></p> <p>(注1) 計画(Plan)－実施(Do)－点検・評価(Check)－施策の改善(Action)のサイクル</p>

(2) 第2-1 「(1) 国民経済計算の整備」

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>(4頁14行目)</p> <p>一方、今後の国民経済計算の年次推計については、平成28年経済センサス-活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いている構造統計から動態統計に変更すること（いわゆる「代替推計」）を確立する必要があるなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが何よりも重要な課題である。また、こうした取組に加え、平成28年を目途とする次回基準改定に当たっては、国際連合が定めた国民経済計算の新たな国際基準である2008 SNAへの対応を目指す必要がある、生産面・分配面の四半期別GDP速報の開発等といった重要な課題も検討が必要となっている。さらに、提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、国民経済計算と一次統計の連携強化が不可欠である。</p>	<p>(4頁14行目)</p> <p>一方、今後の国民経済計算の推計については、<u>消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していくことに加え、平成28年経済センサス-活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いている構造統計から動態統計に変更すること（いわゆる「代替推計」）を確立する必要があるなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが、何よりも重要な課題である。</u>また、こうした取組に加え、平成28年を目途とする次回基準改定に当たっては、国際連合において合意された国民経済計算の新たな国際基準である2008 SNAへの対応を目指す必要がある、生産面・分配面の四半期別GDP速報の開発等といった重要な課題に<u>応えることが必要となっている。</u>さらに、提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、国民経済計算と一次統計の連携強化が不可欠である。</p>
<p>(32頁6行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ <u>ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするための基礎統計の整備等</u>についての有用性、必要性を整理する。</p>	<p>(32頁6行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ <u>ファイナンシャル・リースの経済的所有原則による部門配分を可能とするため、基礎統計についての有用性、必要性を整理した上で、基礎統計の整備状況を踏まえた推計手法を検討する。</u></p>
<p>(32頁24行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ 上記、1(1)エに記載した事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。</p>	<p>(32頁25行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ 上記、1(1)に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、<u>優先順位・時間軸を念頭に</u>その推進に努める。</p>

(3) 第2-1 「(2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備」

諮問時の第Ⅱ期基本計画 (案)	答申時の第Ⅱ期基本計画 (案)
<p>(5頁33行目)</p> <p>経済構造統計は、我が国の全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することにより、事業所及び企業の経済活動等の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、国民経済計算及び産業連関表等における推計の基礎データや、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報を提供するなど、産業関連統計の基盤となる統計である。</p>	<p>(5頁35行目)</p> <p><u>従前、我が国の経済活動に関する統計調査は、産業分野ごとにそれぞれ異なる年次及び周期で実施されているだけでなく、近年比重を増しているサービス業が十分に整備されていなかったことにより、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における産業構造を包括的に捉えることができない状況であった。</u>このような状況の中で創設された経済構造統計は、我が国の全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することにより、事業所及び企業の経済活動等の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、国民経済計算及び産業連関表等における推計の基礎データや、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報を提供するなど、産業関連統計の基盤となる統計である。</p>
<p>(6頁23行目)</p> <p>このため、平成28年経済センサス - 活動調査については、平成24年経済センサス - 活動調査の評価結果により明らかとなった課題を踏まえ、調査の円滑な実施と結果精度の向上に向け調査計画の見直しを行う。</p>	<p>(6頁30行目)</p> <p>このため、平成28年経済センサス - 活動調査については、平成24年経済センサス - 活動調査の評価結果により明らかとなった課題を踏まえ、<u>報告者及び地方公共団体の負担や結果利用等に留意しつつ調査条件が良い時期に調査するなど、調査の円滑な実施と結果精度の向上に向け調査計画の見直しを行う。</u></p>

(4) 第2-2 「(1) 環境に関する統計の整備」

諮問時の第Ⅱ期基本計画 (案)	答申時の第Ⅱ期基本計画 (案)
<p>(9頁30行目)</p> <p>また、<u>エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、国民経済計算などの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。</u></p>	<p>(10頁2行目)</p> <p>また、<u>環境分野分析用産業連関表の整備を促進するために、総合エネルギー統計、産業連関表などの概念及び数値の整合的な分析が可能となるよう、加工統計間で連携を図る。</u></p>
<p>(35頁23行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>○ <u>エネルギーの取扱いに関する環境関連統計として、総合エネルギー統計、産業連関表、国民経済計算などの概念及び数値が整合的となるように加工統計間の連携を図る。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(35頁37行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>○ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法を検討する。</p>	<p>(35頁32行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>○ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法を<u>関係府省の協力を得ながら</u>検討する。</p>

(5) 第2-3「(2) 人口減少社会に対応した統計の整備」

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>(12 頁 23 行目)</p> <p><b>(2) 人口減少社会に対応した統計の整備</b></p> <p>関係府省は、少子高齢化の進展や暮らし方の変化を的確に捉えるため、関連する統計において、①就業と結婚、子育てと介護等の関係を分析する調査事項の追加、②21 世紀出生児縦断調査等の縦断調査における世代間比較等のための新たな標本の追加、③集計の充実などの取組をそれぞれ行っている。</p> <p>しかし、平成 22 年国勢調査（基幹統計調査）の結果が示すとおり、我が国では、本格的な人口減少社会を迎え、高齢者の増加割合がますます上昇し、生産年齢人口の割合が大きく低下するなどの少子高齢化を背景とした社会構造の変化を、よりの確に把握するための統計の整備が一層必要となっている。</p> <p>このため、関係府省は、国勢調査及び現在推計人口等の人口や世帯の姿を明らかにする基本的な統計について、調査方法の見直しや公表時期の早期化等に努めるとともに、（以下略）</p>	<p>(12 頁 32 行目)</p> <p><b>(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備</b></p> <p>関係府省は、少子高齢化の進展、ワーク・ライフ・バランスの現状や暮らし方の変化を的確に捉えるため、関連する統計において、①就業と結婚、子育てと介護等の関係を分析する調査事項の追加、②21 世紀出生児縦断調査等の縦断調査における世代間比較等のための新たな標本の追加、③集計の充実などの取組をそれぞれ行っている。</p> <p>しかし、平成 22 年国勢調査（基幹統計調査）の結果が示すとおり、我が国では、本格的な人口減少社会を迎え、高齢者の増加割合がますます上昇し、生産年齢人口の割合が大きく低下するなどの少子高齢化を背景とした社会構造の変化を、<u>ワーク・ライフ・バランスの現状等を含め</u>、よりの確に把握するための統計の整備が一層必要となっている。</p> <p>このため、関係府省は、国勢調査及び現在推計人口等の人口や世帯の姿を明らかにする基本的な統計について、調査方法の見直し、<u>公表時期の早期化及び地方公共団体への推計方法の周知等</u>に努めるとともに、（以下略）</p>
<p>(37 頁 37 行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ <u>国勢調査のオンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しを進めるとともに、一層の公表時期の早期化に努める。</u></p>	<p>(37 頁 33 行目：別表（具体的な措置、方策）)</p> <p>◎ <u>国勢調査について、ICTや高齢化の進展等を踏まえ、オンライン調査の対象を全国に拡大するとともに、報告者の特性にも配慮した記入支援を行うなど、調査方法等の見直しを進める。また、調査結果について、一層の公表時期の早期化に努める。</u></p>
<p>(38 頁 3 行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>○ <u>現在推計人口の基幹統計化について、外国人の取扱いに関する検討を推進するとともに、地方公共団体における推計との関係を整理し、結論を得る。</u></p> <p>(38 頁 3 行目：別表（実施時期）)</p> <p>平成 28 年度末までに結論を得る。</p>	<p>(37 頁 39 行目：別表（具体的な措置、方策）)</p> <p>○ <u>現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。</u></p> <p>(37 頁 39 行目：別表（実施時期）)</p> <p>平成 28 年度前半までに結論を得る。</p>

(6) 第2-3 「(4) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>(39 頁 13 行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しを踏まえ、失業者等の定義の変更や未活用労働力などを明らかにする指標の作成及び提供について検討を行った上で、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。</p>	<p>(39 頁 12 行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや<u>今後の実務マニュアルの検討状況</u>を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、<u>既存の研究結果や試験調査の実施等</u>を含めた検討を行った上で、<u>時系列比較の観点にも留意しつつ</u>、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。</p>

(7) 第3-2 「(1) 統計リソースの確保のための取組」

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>(41 頁 34 行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p>	<p>(41 頁 35 行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。</p> <p><u>また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。</u></p>

(8) 第3-4 「(1) 調査票情報等の提供及び活用」

諮問時の第Ⅱ期基本計画 (案)	答申時の第Ⅱ期基本計画 (案)
<p>(25 頁 4 行目)</p> <p>このため、調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、法制度上の整理を含め、①調査票情報の提供におけるオンサイトの利用やプログラム送付型による集計・分析への段階的な移行、②匿名データの作成及び提供における提供対象統計調査の種類や年次の追加等によるサービスの充実、③オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討を進める。</p>	<p>(25 頁 3 行目)</p> <p>このため、調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、<u>諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理を含め、以下の取組を行う。</u>その際、<u>効率性及び利便性の観点から、政府一体として一元的な取組を推進する。</u></p> <p>① オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討</p> <p>② 調査票情報の提供におけるリモートアクセス<sup>(注13)</sup>を含むオンサイト利用<sup>(注14)</sup>やプログラム送付型集計・分析<sup>(注15)</sup>の実現に向けた整理・検討</p> <p>③ 匿名データの作成及び提供における提供対象統計調査の種類や年次の追加等によるサービスの充実</p> <p>(注13) <u>利用者が、通信回線を経由して、遠隔操作により調査票情報の集計・分析を行うもの。遠隔操作は管理者の制御下に置かれており、行政機関等の管理者の許可なく集計・分析結果の印刷・複写を行うことはできない。</u></p> <p>(注14) <u>行政機関等の管理者が指定する場所及び機器により、調査票情報の集計・分析を行うもの。</u></p> <p>(注15) <u>利用者が、テストデータを参照して集計・分析のためのプログラムを作成し、行政機関等の管理者側において当該プログラムを実行し、集計・分析結果を利用者に提供するもの。</u></p>
<p>(44頁26行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>○ <u>調査票情報の提供及び活用</u>については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、<u>調査票情報の貸渡しによる利用方法から、オンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指す。</u>このため、<u>オンサイト利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析の実用化に向けた検討を行う。</u></p>	<p>(45頁6行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>○ <u>調査票情報の提供</u>については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、<u>リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。</u></p>

(注) 下線を付した箇所は、答申本文の「2 修正等が必要と考える箇所及び理由」の(1)から(8)で指摘した修正点である。